

鳥取地方裁判所の施設案内

裁判員としてお越しいただく鳥取地方裁判所の施設を紹介します。

裁判員等選任手続関係室等

裁判員候補者受付→

裁判員候補者のみなさまをここでお待ちしております。

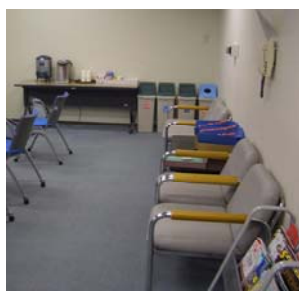


←裁判員候補者待機室

裁判員候補者のみなさまには、この待機室に集まっていただきます。

ここでは、職員から事件概要の説明や手続の流れなどについてご説明いたします。また、裁判員候補者のみなさまには、事件に特別な関係があるかどうかなどについて、当日用の質問票に記入していただきます。

待ち時間を少しでも快適に過ごしていただくために、お茶、コーヒー、雑誌類を用意しています。



質問手続室→

個別にお聞きしたい事情については、この部屋で裁判長から質問があります。具体的には、事件との利害関係がないか、辞退を希望する場合にはその理由などについてです。

この部屋には、裁判官3人と裁判所書記官のほか、検察官と弁護人が立ち会います。質問手続は、みなさまのプライバシーを保護するために非公開で行われます。

裁判員（補充裁判員）に選ばれたみなさまは、法廷での審理に立ち会っていただくことになります。



法廷及び評議室



← 32号法廷（傍聴席後ろから）

裁判員のみなさまには、裁判官と一緒に法壇（ほうだん）上の裁判員席に着席していただきます。裁判官席が中央の3席で、その左右の3席ずつが裁判員席になります。補充裁判員席は、裁判員席の後ろ（奥側）にあります。

32号法廷（法壇上から）→

法廷では、検察官と被告人（弁護士）がそれぞれの主張を述べ、それを裏付けるための証拠書類、証拠物の取調べ、証人尋問などが行われます。裁判員用の法廷は、壁に画像を映し出す65型の大型モニターが、法壇上に15型の小型モニターがそれぞれ設置されており、分かりやすい審理となるよう、様々な工夫が施されています。



← 証言台

証言台にはタッチペンで直接画面に書くことができる小型の液晶タブレットが設置されています。

評議室→

法廷で見聞きしたことに基づいて、被告人が有罪か無罪か、有罪だとしたらどのような刑にするべきかについて、裁判員と裁判官がお互いの考えを述べあって議論する部屋です。

最終的な結論が出たら、裁判官が判決を作成し、その内容を全員で確認します。

評議は非公開で行われます。

